

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター介護予防事業手数料等要綱

制定 平成28年3月8日付27健経第5731号
一部改正 平成30年10月18日付30健イ事第1301号
一部改正 令和5年6月30日付5健イ事第278号

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの実施する介護予防事業に係る受講料、手数料及び有償頒布物代金（以下「手数料等」という。）は、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(受講料の名称、金額及び徴収時期)

第2条 受講料の名称、金額及び徴収時期は、別表第1に定めるところによる。

(手数料の名称、金額及び徴収時期)

第3条 手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表第2に定めるところによる。

(手数料の徴収範囲)

第4条 照会、確認等名義の如何を問わず文書をもって事実を認証するものは、別表第2の証明とみなし、この要綱の規定により手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第5条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(有償頒布物代金の名称、金額及び徴収時期)

第6条 有償頒布物代金の名称、金額及び徴収時期は、別表第3に定めるところによる。

(郵便等による送付)

第7条 登録証、修了証、有償頒布物等については、郵便等により送付する。

2 前項の送付に要する費用は、別表第1、別表第2及び別表第3の金額に含む。ただし、申請書記載事項の誤りその他申請者の責に帰すべき事由により、送付物が申請者に到着せず、再度の送付が必要となった場合は、その再度の送付に要する費用は、申請者の負担とすることができる。

(手数料等の不還付)

第8条 既納の手数料等は、還付しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、手数料等の徴収に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年3月8日27健経第5731号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 18 日 30 健イ事第 1301 号）

この要綱は、平成 30 年 10 月 18 日から施行する。（別表第 3 No. 1、2 の金額改定）

附 則（令和 5 年 6 月 30 日付 5 健イ事第 278 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（別表第 1 ～第 3 の金額改定）

別表第 1 (第 2 条関係)

No.	名称	金額	徴収時期
1	介護予防主任運動指導員養成講習受講料	300,000円	受講決定通知の 指定するとき
		330,000円	
2	介護予防主任運動指導員養成講習受講料 (1 コマ)	5,000円	受講決定通知の 指定するとき
		5,500円	
3	介護予防主任運動指導員フォローアップ研修受講料	5,000円	受講決定通知の 指定するとき
		5,500円	

注) 金額欄は、上段は税抜き、下段は税込み (消費税率10%)。

別表第 2 (第 3 条関係)

No.	名称	金額	徴収時期
1	介護予防運動指導員登録更新料	5,000円	申請のとき
		5,500円	
2	介護予防主任運動指導員登録更新料	5,000円	申請のとき
		5,500円	
3	介護予防運動指導員登録証再交付料	3,000円	申請のとき
		3,300円	
4	介護予防主任運動指導員登録証再交付料	3,000円	申請のとき
		3,300円	
5	介護予防運動指導員養成講習修了等に関する証明	2,000円	申請のとき
		2,200円	
6	介護予防主任運動指導員養成講習修了等に関する証明	2,000円	申請のとき
		2,200円	

注) 金額欄は、上段は税抜き、下段は税込み (消費税率10%)。

別表第 3 (第 6 条関係)

No.	名称	金額	徴収時期
1	介護予防主任運動指導員養成講座テキスト	18,000円	申請のとき
		19,800円	
2	介護予防運動指導員養成講座テキスト	7,000円	申請のとき
		7,700円	
3	介護予防運動指導員養成講座「指導要項」CD-ROM	1,600円	申請のとき
		1,760円	

注) 金額欄は、上段は税抜き、下段は税込み (消費税率10%)。